

市立釧路総合病院患者給食業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

釧路市が委託する市立釧路総合病院患者給食業務（以下「本業務」という。）の受託者を「公募型プロポーザル」で選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 業務概要

本業務は、市立釧路総合病院における入院患者等へ提供する給食調理及び配膳等業務を委託するものとする。

なお、詳細については、「市立釧路総合病院患者給食業務委託仕様書（案）」等によるものとする。

- (1) 業 務 名 市立釧路総合病院患者給食業務
- (2) 業 務 場 所 釧路市春湖台 1-12 市立釧路総合病院
- (3) 業 務 目 的 市立釧路総合病院において、治療の一環として個々の患者の病状に適した食事提供により、疾病の治癒・回復に貢献することを目的とする。また、安全・安心な食事を継続して提供することを第一とし、加えて更なる患者満足度の向上を図るものとする。
- (4) 業 務 期 間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
- (5) 委 託 者 釧路市長 鶴間 秀典
- (6) 提案上限額 ① 管理費（総価）
業務期間総額 637,560,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
② 食材費（単価）
朝食 300 円 昼食 400 円 夕食 400 円 デイケア 400 円
（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (7) 年間予定食数 2025 年度実績ベースにより算出した年間予定食数は以下のとおり。
① 朝食 114,300 食 ② 昼食 111,300 食 ③ 夕食 114,600 食
④ デイケア 1,700 食
- (8) 契 約 方 式 本業務は、企画提案の審査及び価格提案により、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に業務契約を締結する。
- (9) 業務範囲等 本業務の範囲は、市立釧路総合病院患者給食業務委託仕様書（案）（以下「仕様書」という。）を参照すること。

3 窓口・問い合わせ先

市立釧路総合病院 医療技術部 栄養科

住 所 〒085-0822 北海道釧路市春湖台 1 番 1 2 号

電話番号 0154-41-6121（代表）

F A X 0154-41-4080

メールアドレス kh520701@kushiro-cghp.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下、「参加者」という。）は、次の資格を有する単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 釧路市の入札参加資格者名簿の主要品目が【給食提供】で登録もしくは追加登録申請中又は契約締結時までに追加登録見込であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度、釧路市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 手続開始告示の日から契約締結日までのいずれの日においても、釧路市長から指名停止等措置を受けていないこと。
- (5) 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 経営状況が健全であること。なお、健全であるとは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者を指す。
- (7) 令和 3 年 4 月以降に許可病床数 200 床以上の病院において患者給食業務を履行した実績があること。
- (8) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 10 に基づき、患者等給食の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (9) 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会の認定事業者業種「院内調理患者等給食」に認定されていること。
- (10) 市長が指定する期日から仕様書に基づき、本業務の受託・実施を行うことができること。
（優先交渉権者選定後から本業務に関する準備を開始し、市長が指定する期日より本業務に係るサービス提供が可能な体制を構築すること。）
- (11) 受託業務の遂行が困難になった場合、仕様書の条件を備えた、代行保証体制がとれることが確認できること。
- (12) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (13) 選定委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (14) 北海道内に本店、または支店、営業所（法人登記していること）があること。

5 参加者の条件

参加者は、次のすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 受託者は、医療法施行規則第 9 条の 10 第 1 号の規定に適合する者を受託責任者として、業務実施場所に専従配置すること。
- (2) 受託責任者の職務を代行する者（以下「受託副責任者」という。）を常勤の従事者より選任し、配置すること。
- (3) 調理業務における責任者（以下「調理責任者」という。）を常勤の従事者より選任し、配置すること。

- (4) 受託業務の円滑な遂行にあたり、管理栄養士、栄養士、調理師等を適正な人数配置すること。

6 参加者が本業務に配置する責任者等の要件

(1) 受託責任者

受託責任者は、次の①～③の要件を全て満たすこと。

- ① 管理栄養士の資格を有すること。
- ② 医療機関において、患者給食業務の経験を3年以上有すること。
- ③ 業務を統括し、業務全般の指導・助言する能力を有すること

(2) 受託副責任者

受託副責任者は、次の①～③の要件を全て満たすこと。

- ① 管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの資格を有すること。
- ② 病院又は他の給食施設において給食業務の経験を有していること
- ③ 受託責任者を補佐し、業務従事者に適切な指導・助言する能力を有すること。

(3) 調理責任者

調理責任者は、次の①～②の要件を全て満たすこと。

- ① 管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの資格を有すること。又は大量調理業務（新調理含む）に関する知識及び経験を有すること。
- ② 調理業務従事者に適切な指導・助言する能力を有すること。

(4) その他の業務従事者

業務従事者は、作業能力が十分と認められる者であり、行動が機敏かつ衛生観念に優れ、心身ともに健康である者

7 スケジュール（予定）

本プロポーザルのスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和8年7月30日（木）	公募手続きの開始（告示日）
令和8年8月 3日（月）	参加表明書等に関する質問書の提出期限
令和8年8月 5日（水）	参加表明書等に関する質問への回答
令和8年8月 7日（金）	参加表明書等の提出期限
令和8年8月12日（水）	参加資格確認結果の通知
令和8年8月19日（水）	企画提案書等に関する質問書の提出期限 厨房見学申込書提出期限
令和8年8月21日（金）	企画提案書等に関する質問への回答
令和8年8月24日（月）～28日（金）	厨房見学（事前申込制、企画提案者のみ）
令和8年9月11日（金）	企画提案書提出期限
令和8年9月28日（月）	プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年9月29日（火）	選定結果の通知
令和8年10月頃	価格の交渉、見積もり合わせ 業務契約の締結

8 手続等に関する事項

(1) 資料

① 配布資料

- ア 市立釧路総合病院患者給食業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 市立釧路総合病院患者給食業務公募型プロポーザル審査要領
- ウ 市立釧路総合病院患者給食業務公募型プロポーザル参加表明書作成要領
- エ 市立釧路総合病院患者給食業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領
- オ 市立釧路総合病院患者給食業務委託仕様書（案）
- カ 参加表明書等様式（様式1～様式1－8）
- キ 企画提案書等様式（様式2～様式2－7）
- ク 価格提案書様式（様式3）

② 配布場所

市立釧路総合病院ホームページよりダウンロードすること。

③ 配布期間

告示の日から令和8年8月7日（金）まで

(2) 参加表明書等作成に係る質問書の提出及び回答

① 受付期間 告示の日から令和8年8月3日（月）まで

② 提出場所 上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ

③ 提出方法 電子メールによる。なお、電話、口頭での質問には応じない。 電子メール送信後、上記「3窓口・問い合わせ先」への到着確認をすること。また、質問がない場合は、提出する必要はない。

④ 回答方法 すべての質問に対する回答について、令和8年8月5日（水）までに、電子メールにより公表する。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書等の提出

① 受付期間 告示の日から令和8年8月7日（金） （土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

② 提出場所 上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ

③ 提出部数 正本1部

上記の他、電磁的書類を電子媒体で1部提出。

※PDF形式とし、ファイルは様式別に分けること。また、ファイル名は様式番号とする。

④ 提出方法 持参、郵送（簡易書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）

(4) 企画提案書等作成に係る質問書の受付及び回答

① 受付期間 令和8年8月12日（水）から令和8年8月19日（水）まで

② 提出場所 上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ

③ 提出方法 電子メールによる。なお、電話、口頭での質問には応じない。 電子メール送信後、上記「3窓口・問い合わせ先」への到着確認をすること。また、質問がない場合は、提出する必要はない。

④ 回答方法 すべての質問に対する回答について、令和8年8月21日（金）までに、電子メールにより公表する。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

して同等の効力を持つものとする。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 受付期間 令和8年8月12日（水）から令和8年9月11日（金）まで
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- ② 提出場所 上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出部数 正本1部、副本5部
ただし、「(様式3) 価格提案書」の提出は正本1部のみとする。
上記の他、電磁的書類を電子媒体で1部提出。
※PDF形式とし、ファイルは様式別に分けること。また、ファイル名は様式番号とする。
- ④ 提出方法 持参、郵送（簡易書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(6) 参加を辞退する場合

企画提案書等を提出した者が参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を1部、持参又は郵送にて提出すること。

9 給食施設見学

企画提案書等作成の一助になることを目的に、希望者に対し業務実施場所となる給食施設見学の機会を設ける。

- (1) 提出書類 給食施設見学申込書（様式1－8）
- (2) 受付期間 令和8年8月12日（水）から令和8年8月19日（水）まで
- (3) 提出先 上記「3窓口・問い合わせ先」と同じ
- (4) 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）による。
- (5) 提出部数 1部
- (6) 実施日 令和8年8月24日（月）から28日（金）頃 ※個別に連絡する。
- (7) 実施場所 市立釧路総合病院
- (8) 参加人数 4名以内とする。
- (9) 留意事項
 - ① 施設見学は、希望者ごとに日時設定を行い、実施する。
 - ② 見学希望日時が重複した場合は、委託者にて調整を行う。
 - ③ 当日、検便証明を持参すること
 - ④ 白衣、マスク、帽子、履物等は各自で用意すること。

10 最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）の選定に関する事項

最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）の選定は、以下の選定委員会による。

(1) 選定委員会

選定委員会の委員は次のとおりとする。

氏 名	所属・職名等
室田 享子	学校法人 緑ヶ岡学園 釧路短期大学 教授
森田 研	市立釧路総合病院 院長
飯村 泰昭	市立釧路総合病院 副院長（医療技術部長 兼務）

鈴木 直美	市立釧路総合病院 看護部長
橋本 博恵	市立釧路総合病院 事務部長

(2) 審査方法

① 参加資格要件審査

- ア 提出された参加表明書等により参加資格要件等を確認し、適否を判定する。
- イ 参加資格適合と判定された者（以下、「企画提案者」という。）に対して、参加資格要件審査結果通知書によりその旨を通知し、企画提案書等の提出を要請する。
- ウ 非適合と判定された者に対しては、書面によりその旨を通知する。

② プレゼンテーション審査

- ア 企画提案者より提出された企画提案書等の内容説明をプレゼンテーション及びヒアリング形式により実施し、その内容について選定委員会が総合的に審査し、最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）を選定する。
- イ 最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）として選定された者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ウ 選定されなかった者に対しては、その旨について理由を付して書面により通知する。
- エ 審査結果について、最優秀提案者、優秀提案者（次点者）の名称を市立釧路総合病院ホームページで公表する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 日 程 令和8年9月28日（月）
- ② 場 所 市立釧路総合病院（釧路市春湖台1番12号）
- ③ 説明者 企画提案者に所属する者で、5名以内とする。
- ④ プレゼンテーション等の方法
詳細については、企画提案者に別途通知する。

10 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 企画提案書等の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領等に適合しなかったとき。
- (2) 企画提案書等の記載が、作成要領等に適合しなかったとき。
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類等については受理しない。
- (6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (7) その他不正な行為があったと認められたとき。

11 業務の契約

(1) 契約の締結交渉

本プロポーザルにより選定された最優秀提案者を優先交渉権者として、本業務の契約

締結の交渉を行う。

① 契約方法は、随意契約とする。

② 本業務の委託料は、「２（６）提案上限額」に記載する金額の範囲内とし、優先交渉権者が提出した価格提案書の金額とする。

③ 優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルの優秀提案者（次点者）に契約交渉権が与えられる。

（２）契約締結

① 委託者が指定する様式により契約書を作成するものとする。

② 委託者は、業務委託契約を締結したときは、速やかに結果を公表する。

（３）責任者等の配置

参加表明書等及び企画提案書等の提出後、記載した配置予定責任者を変更することは原則できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更する場合は、変更する者が同等以上の者であるとの委託者の承諾を得なければならない。また、正当な理由無く配置予定責任者を本業務に配置できなくなった場合には、本業務委託契約を締結しないこと、又は解除することができるものとする。

（４）その他

企画提案者が１者のみの場合であっても、審査基準等に従って審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、優先交渉権者として選定し、本業務の契約締結に向けた交渉を行う。

12 提出書類の取り扱い及び著作権

（１）本プロポーザルに係る全ての提出書類等は返却しない。

（２）提出書類等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、企画提案者に帰属するものとする。

（３）第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを企画提案者において行うこと。

（４）提案に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、企画提案者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

（５）本病院は、本プロポーザルに関し、公表等の必要があると認められる場合には、企画提案書等は無償で使用し、複製を作成し、又は公開することができるものとする。この場合は、企画提案者名を明示する。

13 その他

（１）本要領に基づく手続きにおいて、言語は日本語、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時、単位は計量法（平成４年法律第５１号）によるものを使用することとする。

（２）本プロポーザルへの参加に要した費用は、すべて企画提案者の負担とする。

（３）提出期限までに参加表明書等を提出しない者及び参加資格を有しないことを確認した者は、企画提案書等を提出できないものとする。

（４）本業務は、釧路市議会令和８年第４回９月定例会において本業務に係る予算の議決をも

って決定する。本業務に係る予算が否決された場合には、契約を締結しないものとし、それまでに要した費用については参加者の負担とする。

また、本業務に係る予算額に減額が生じた場合は、仕様書に示した業務内容を変更する可能性がある。その場合は、参加者の損害発生に対して、釧路市は一切責任を負わない。